

竹水鉄砲合戦競技規則

～サバイバル団体編～



全日本竹水鉄砲合戦協会

竹水鉄砲合戦競技規則 ～サバイバル団体編～

第1章 競技の定義

【定義】

第1条 竹水鉄砲合戦サバイバル団体編は1チームの競技者2～10名による2～6つのチームが、定められたコート内において竹水鉄砲合戦協会競技規則～サバイバル団体編～（以下「規則サバイバル団体戦」という。）に従って行われ順位を決する競技である。

第2章 コートおよび試合場

【コートおよび試合場】

第2条 コートの基準は次のとおりとする。

(1) .コートとは、一辺を10メートルないし15メートルの正方形また長方形とするが、主催者により決めることができる。

(2) .コート内に2～6箇所の給水ポイントを設置するが移動することができる。

第3章 用具

【用具】

第3条 この競技に使う用具及び竹水鉄砲等の規格は次のとおりとする。

(1) 竹水鉄砲は、竹で作ってあれば大きさ等は自由とする。但し、竹の節は1チーム14節以下、若しくは定められたチーム本数の4割増以下とする。また、水を発射する先端部分は必ず竹の節であること。

(2) 竹水鉄砲の数は、1チーム10本以内を基準とするが、節の数は競技で必要とする本数の3割増以内までとする。また、主催者より支持のあった場合はそれに従うこと。

(3) ヘルメットは、主催者が用意する『金魚すくい』等で使用するポイ(枠に和紙をはったもの)〔以下「ポイ」とする〕を装着できるものとする。ポイは正面に対して概ね45°以内とし、垂直に立てること。

第4章 服装

【服装】

第4条 服装は、水濡れに適した服装とし、必要に応じてゴーグル及びメガネ等を使用すること。

第5章 チームの構成および役割

【チームの構成】

第5条 チームの構成は、次のとおりとする。

(1) チームは、監督1名、競技者2名～10名以内とする。

(2) 競技コートに入れる人数は主催者の意向に従うこと。

(3) 監督は競技者を兼ねることができる。兼ねる場合は、その旨を表示しなければならない。

【役割及び競技範囲】

第6章 競技者名簿、交替

【競技者名簿】

第7条 競技者名簿の提出は、次のとおりとする。

- (1) 監督は、競技開始までに競技者名簿用紙に出場競技者名を記入し、主審に提出しなければならない。
- (2) 競技者名簿用紙には、監督、競技者2～10名、補欠2名まで書き入れることができる。
- (3) 競技者は、同一大会で他のチームの競技者を兼ねることができない。

【競技者交替】

第8条 競技者の交替は、次により行う。

- (1) 競技者の交替は、セット間のみ行うことができる。
- (2) 競技者の交替は、監督が主審に申し出て、立ち会いのもとに交替しなければならない。
- (3) 一度交替した競技者でも、次のセットで再び競技に戻るることができる。
- (4) 交替した競技者は、その競技者のゼッケン(ヘルメット)を着けなければならない。
- (5) 競技途中において、競技者が事故等で退場した時の交替も次のセットにおいて行うものとする。

第7章 競技の方法

【競技の方法】

第9条 競技は次の方法で行う。

- (1) 競技は、チーム対抗方式で行う。
- (2) 競技者は、競技時間内に他チームの競技者のヘルメットに装着されている〈ポイ〉を竹水鉄砲で水をかけて破る。
- (3) 競技者は、競技中にチームで用意した10本以内の竹水鉄砲であれば自由に交換することができる。但し、一度に2本以上を持ち移動してはならない。
- (4) 競技者が使用出来る竹水鉄砲は自チームの所有する物のみとする。
- (5) 規則第20条によりアウトとなった競技者は速やかにコートより退場しなければならない。

【競技開始前】

第10条

- (1) チームは、審判に竹水鉄砲の点検を受ける。
- (2) チームは、競技前の抽選等によりコート内へ入る順番を決定してからヘルメット・ゼッケンを装着して審判員立会の元で順番にコート内へ入る。その後、給水ポイントをそれぞれ1箇所だけ移動することができる。次のセットについては、順位の低い順にコート内へ入る。

【競技開始】

第11条 競技開始は、次により行う。

- (1) 競技者は手に竹水鉄砲を1本持ち、任意の場所で競技開始の合図を待つ。
- (2) 競技は、主審の合図で開始する。

【競技の中断】

第 12 条 競技の中断は、次により行う。

- (1) 競技は、主審または副審の合図により中断する。
- (2) 競技者は的や他チームの競技者の〈ポイ〉が破れたと判断した時合図(片手を上に上げる)により審判員に確認を求めるものとする。その合図により主審または副審は中断する。
- (3) 競技中断時において競技者はその場に止まり、持っていた竹水鉄砲は、手に持ったままとする。
- (4) 規則 22 条によりポイの交換が必要な競技者の申し出があった場合、主審は競技を中断する。
- (5) 審判が規則 26 条の反則行為があったと判断した場合競技を中断する。

【競技の再開】

第 13 条 競技の再開は、次により行う。

- (1) 主審は、競技者が中断した時点のおおよその位置についたら競技再開する。
- (2) 競技者は、中断時手に持っていた竹水鉄砲で、競技を再開する。
- (3) 競技の再開は、主審の合図による。

【競技の終了】

第 14 条 競技の終了は、次により行う。

- (1) コート内に一チームだけになった時点で、競技は終了する。
- (2) 競技時間が終了した時点で、競技は終了する。
- (3) 競技終了の合図は、主審の合図による。

第 9 章 競技の延期および中止

【延期および中止】

第 15 条 競技の延期および中止は次による。

- (1) 競技続行が不可能になったときは、延期または中止することができる。
- (2) 延期したときはその競技を、最初からやり直す。

【コールドゲーム】

第 16 条 第 1 セットを終了していれば、その競技は成立する。

第 10 章 競技時間

【競技時間】

第 17 条 競技時間は、1 セット 5 分～10 分とし、主審の競技開始の合図から競技終了の合図までとする。

第 18 条 主審が中断を宣告し、競技再開までに要した時間は競技時間とみなさない。

【セット】

第 19 条 競技を行う場合、3 セットを基準とするが主催者により変更決定することができる。

第 12 章 競技者アウト

【競技者アウト】

第20条 次の競技者は、アウトとなる。

- (1) 〈ポイ〉が破れた競技者及びヘルメットから〈ポイ〉が離脱した競技者
- (2) コート内から外れた競技者。
- (3) 故意に竹水鉄砲の水掛け以外でポイを破った競技者。
- (4) 2本以上同時に竹水鉄砲を持った競技者。
- (5) 他チームの所有する竹水鉄砲を使用した競技者。
- (6) 体調不良、事故等により競技を続行できなくなった競技者。
- (7) 故意に他チームの競技者の概ね 0.5m 以内に近づいた競技者を1度目は警告(イエローカード)とするが、なお同一ゲームで2回近づいた競技者。

第21条 規則20条(1)(2)(3)(6)のアウト競技者は、規則9条(7)の規定により競技を継続することが出来る。

- (2) 規則20条(4)(5)(7)のアウト競技者は、コート外に出て、競技終了まで待機する。

第22条 次の場合には、競技者はアウトにはならない。〈ポイ〉が破れたり濡れた競技者は速やかに新しい〈ポイ〉を装着後競技に戻る事ができる

- (1) 〈ポイ〉が相手競技者等との不意な接触で破れた場合

第13章 順位の決定およびポイント

【勝敗の決定】

第23条 セット内における競技勝敗の決定は次による。

- (1) それぞれのチームにおいて競技終了後に、コートに残った競技者の人数を1人当たり1ポイントとして高ポイントから上位順位とする。
- (2) 競技終了時に一チームしか残っていない場合は、途中経過において他チームの競技者の全滅が遅い方から高順位とする。

【ポイント】

第24条 勝敗の決定にポイント制を取る。

セットのポイントは次のとおりとする。

- (1) 競技時間が終了した場合、残りの人数を1人1ポイントとして与える。

【順位の最終決定】

第25条 順位の最終決定は、次による。

- (1) 第23条により高ポイントを取得したチームを高順位とする。
- (2) 第23条によりポイントを取得出来ないチームにおいては、チームの競技者の全滅が遅い方から高順位とする。複数のセットの場合は、セットの全滅の順位の和で数値の少ないチームを上位とする。

第14章 反則

【反則】

第26条 監督または競技者が、次の行為を行ったときは、反則とする。

- (1) 危険な行為。
- (2) 競技の妨害をした場合。
- (3) 審判の判定に対して抗議をした場合。
- (4) 他チーム、または審判員の人格を無視する言動があった場合。
- (5) チームが正当な理由なく競技の開始を拒み、または遅延させた場合。
- (6) 正当な理由なくチームとして競技を放棄した場合。
- (7) 競技者が故意にヘルメットをはずした場合。
- (8) 競技者が故意にポイをはずした場合。
- (9) 競技者の不正出場があった場合。

第15章 罰則

【罰則】

第27条 反則による罰則は、次のとおりとする。

- (1) 前条(1)、(2)、(3)、(4)の反則を犯した場合は、当該監督または競技者を退場とし、そのチームに警告を与える。
- (2) 前条(5)、(6)、(7)、(8)の反則を犯した場合は、当該チームに警告を与える。
- (3) 退場を命ぜられた監督または競技者は、当該大会終了まで競技に復帰することはできない。
- (4) 同一競技中前条の反則を再度犯した場合、チームを失格とする。ただし(9)、の場合は、最初の反則で当該チームを失格とする。

第16章 競技中負傷または事故を生じた場合

【競技一時中止の要請】

第28条 競技者が負傷または事故を生じたため競技が続行できなくなった場合は、一時中止を要請することができる。

【競技の不能】

第29条 負傷して競技が継続できない時、その原因が一方の故意および過失の場合はその原因をおこしたチームの負けとし、その原因が明確でないときは競技不能チームを負けとする。

第17章 異議の申し立て

【異議の申し立て】

第30条 審判員の判定に対して、異議の申し立てをすることができない。

第18章 競技役員

【審判長】

第31条 審判長は、公正な競技を遂行するために必要な一切の権限を有する。

【審判主任】

第 32 条 主審は、各コートごとに置かれ審判長を補佐し、そのコートにおける審判及び、運営上の責任を負うものとする。

【審判員】

第 33 条 審判員は、主審及び副審とする。

(1) 主審及び副審は、同等の権限を有しその判定に当たる。

(2) 主審及び副審は競技中協議規則 20 条でアウトとなった競技者に声、笛、旗(赤)等で宣告をすものとする。

(3) 主審は競技場の責任を持ち、関係係員との連絡のもとに競技の進行を図り、勝敗の宣告をする。

(4) 副審は 4 人とし、主審を補佐し、主審が競技中に責務の続行ができなくなった場合は、いずれかの副審が主審代行となり競技の続行をする。

第 19 章 係

【時計係】

第 34 条 時計係は、各コートごとに 1 名配置し、競技時間の計時に当たり主審に競技時間終了の合図をする。

【記録係】

第 35 条 記録係は、各コートごとに 1 名配置し、競技結果および勝敗の結果などを記録する。

【掲示係】

第 36 条 掲示係は、原則として主任 1 名係員 2 名以上配置し、競技の勝敗結果を掲示する。

【選手係】

第 37 条 選手係は、原則として主任 1 名係員 2 名以上を配置しチームの召集、確認などに当たり、競技が遅滞無く行われるようにする。

【進行係】

第 38 条 進行係は、全コートの進行を把握し、速やかな競技の進行を行う。

第 20 章 競技規則の改正

【競技規則の改正】

第 39 条 この競技規則の改正は、発案者である浅見志貴雄により改正する

平成 29 年 5 月 28 日制定

平成 29 年 7 月 1 日改正